

【新設】（出資に関する信託事務に充てられることが明らかな寄附金）

9－4－7の3 法第37条第5項《寄附金の損金不算入》に規定する「出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば次のようなものが該当する。

- (1) 寄附金の使途を出資に関する信託事務に限定して募集されたもの
- (2) 出資に関する信託事務に使途を指定して行われたもの

【解説】

- 1 本通達においては、公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金から除かれる「出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば、次のようなものが該当することを明らかにしている。
 - (1) 寄附金の使途を出資に関する信託事務に限定して募集されたもの
 - (2) 出資に関する信託事務に使途を指定して行われたもの
- 2 令和6年度の税制改正において、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に損金の額に算入する措置（以下「本措置」という。）が講じられ、本措置の対象となる寄附金が、公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び国若しくは地方公共団体に対する寄附金若しくは指定寄附金又は特定公益増進法人に対する寄附金に該当するもの以外のものとされた（法37⑤）。ここで、「出資に関する信託事務に充てられることが明らかな寄附金」を除くこととされているのは、特定公益増進法人に対する寄附金と同様の取扱いであるが、これは、新たな公益信託制度においては、信託事務の範囲が拡充され、公益信託形態を用いて出資を行うことが可能となることから、本措置にも取り入れられることとされたことによる。
- 3 ところで、公益信託においても、その性格上、様々な趣旨の寄附金を信託財産として受け入れることが想定され、また、受託者は必ずしも単一の信託事務だけを行っているわけではなく、日々様々な信託事務が行われており、受け入れた寄附金についてもその様々な信託事務に充てられることになる点は特定公益増進法人と同様である。したがって、具体的にどのような寄附金が「出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの」に該当するのかについても、特定公益増進法人に対する寄附金における「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」と同様の疑義が生ずる。
- 4 この点、特定公益増進法人に対する寄附金に係る法人税基本通達9－4－7の2《出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金》の取扱いと同様、少なくとも、使途を出資に関する信託事務に限定して募集された寄附金や出資に関する信託事務に使途を指定して行

う寄附金については、公益信託の信託財産において受け入れた寄附金を出資に関する信託事務に充てることが明らかであり、このような受入側又は寄附側において「出資に関する信託事務」に充てる旨の意思が示された寄附金については、ここでいう「出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの」に該当し、一般の寄附金として取り扱うこととなる。

- 5 なお、使途が具体的に指定されていない寄附金のように、出資に関する信託事務に充てられるかどうか寄附時点で不明確なものについては、たとえそれが結果的に出資に充てられたとしても、「充てられることが明らかなもの」には該当しない。